

長野市農業委員会第 20 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 30 日 (月)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 4 時 51 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一	20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫	23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修		
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

参事兼事務局長 浅川 清和	主幹兼事務局長補佐 笠井 英明	事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次	係 長 曾根 明美	係 長 駒村貴久美
係 長 倉島 友美		

農業政策課

主 事 相澤 巧基	主 事 中野 修平
-----------	-----------
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について

議案第 185 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 186 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 187 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 188 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 189 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について

議案第 190 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取について

議案第 191 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の決定について

議案第 192 号 相続税の納税に関する適格者証明について

議案第 193 号 農振除外等に係る意見聴取について

議案第 194 号 非農地決定について

報告第 60 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告第 61 号 農地法第 5 条の規定による届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 195 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

議案第 196 号 長野市農政懇談会について

議案第 197 号 第 9 回長野県農業委員会大会について

曾根会長代理 第 20 回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員 25 名中 24 名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、議席番号 22 番、宮崎委員さんから遅れるという連絡が入っております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして、皆さん、ご苦労さまでございます。農業委員会の会長の青木でございます。9 月も今日でもって終わり、明日からいよいよ本格的な秋の 10 月ということで、それぞれ取り入れの本格的な時期でございます。3 日前に、私の地元の JA グリーン長野の若穂果実流通センターの指導員に、今の果実の状況についてお話を伺ってきました。

今、ぶどうの出荷が非常に盛んでございます。巨峰については、ほぼ収穫については峠を越えて、質、量ともに順調だというふうにお聞きしています。それからシャインマスカットですけども、これは、当然、量的にも、今、非常に右肩上がりが増えてはいるんです。けれども、山梨県も、今、ちょうど出荷時期ということで、山梨と長野の出荷の量が非常に重なっちゃって、市場では、だぶつき気味だというようなお話を聞いております。市場価格については、そんなことから、クイーンルージュとかナガノパール、こういった品種に比べると、やはり少し差がつけられてるというようなお話をお聞きしました。いずれにいたしましてもシャインマスカット、今、真っ最中でございますので、もうしばらくすると全体の価格の動きが分かるかなというふうに思ってます。

それから、今、曾根代理さんからもお話ありました。米ですけども。米につきましてはコシヒカリもあって、晩生種もいよいよ出荷となるということです。先週、研修で新潟の上越に行ってきました。上越については一部、残ってございましたけども、大きな流れとしては収穫がほぼ済んできたということでございます。7 月から 8 月の米騒動で消費者米価も値下がるということだったんですけども、24 年の県産の概算金、いわゆる昔でいう仮渡し金が約 4,000 円ほど、従来に比べてアップしてるというふうに聞いてます。それは当然、最後の精算金そのものも生きてくるんじゃないかなということで、どうもこの 4,000 円の金額というのは、26

年ぶりの水準だというふうなお話も聞いております。

りんごにつきましては、いわゆる早生種が終わって中生種、今、シナノドルチェが終わって、これからいよいよ秋映、シナノスイート、それからシナノゴールドという状況になってきてます。非常に心配されています温暖化での色付きが、特にドルチェなんかはなかなか色が付かないということと、それから、7月、8月の雨で輪紋病だとか炭疽病が出て、結構、畑の所に山に積んであるお宅なんかもあります。非常に苦戦されているなというような状況です。それ以外の、これから収穫するシナノ3兄弟、それから、さらにはフジ。これについては順調にきているので、台風の動きが若干、気になりますけども、いい方向で今年は収まるんじゃないかなというふうに見ているようでございます。

それから、熊の出没が非常に多いというお話も、地域からも聞いています。若穂も既に何件か捕獲し、山の中に連れてって放したというような話も聞いています。特に利用状況調査で、特に中山間地域など、農地パトロール、現場へ入りますので、非常に危険でございますので気を付けていただきたいというふうに思っております。

それから、今日、「農地のつぶやき」を、お出ししております。一つは、この前、9月13日、長野県の農業委員会協議会と農政部長との意見交換会を実施しました。この結果については、またあらためてご報告させていただきますけども、特に今、長野県では少子化、人口減少に対する各層の、それに対する取り組みをどうしていったらいいのか、各層のいろいろな切り口で意見を求めているということです。特に農業政策についても、担い手の減少も、今でも問題なのに、これから10年、20年、30年先、どうなるかということでの、これからの農政の在り方に大きなかじ取りが必要だということで。今日、皆さんのお手元にカラーで、長野県の人口減少の現状と課題という資料をお配りしていただきました。今の県が持っている長野県の人口の推移、将来展望、どう見ているのかということ、それから、長野県の農業の担い手の現状という資料をお配りをしましたので、時間を見て、また参考にしていただければ結構かと思えます。

それから、もう一つはちょっとホットな話題で。実は、今、私、長野市農業公社がやってる「ながのいのち」という、中山間地を含めた産物を市民の方に、それから県外の方にPRしようということで、ながのいのち推進協議会という会をつくってます。私もたまたま私の地域で仲間をつくって、その協議会に登録しているんですけども、実は9月21日に、皆さん、ご承知かと思いますが、いろは堂さんの新しい店。前、釜めしのおぎのやさんの跡地

にできましたよね。あそこで、たまたま私ども、今回、店を開いたんですけど、そこにイギリスのイングランドから団体さんで約30名ぐらい、学校の先生をリタイアされたご夫婦がバスで来てくれました。どうも2週間、休暇を取って日本全国回っているってことなんですけど、その時にたまたま私のブースにたくさん人が来てくれまして、りんごをPRしたんです。そのとき出したのはシナノドルチェなんですけども、非常に大きいということと、甘いということ、おいしいということ、皆さん方は本当に、物を見ながら、お客さんによったらかじりながら、「こんなおいしいりんごを今まで食べたことがない」というような、お褒めの言葉をいただきました。「それにしても値段も安いね」、ということ言われていました。いずれにしても、日本のこういった果物が海外でも十分に評価されているという意味での一つの裏付けではないかなということで、私自身は元気をもらって、引き続き、またりんご生産、頑張ろうかなというふうに思ったのでご紹介をいたします。

すみません、長くなりまして。今日は経基法を含めて、多くの議題を提案させていただきます。慎重審議の上に活発なご審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、浅川局長、お願いします。

浅川参事 大変お疲れさまでございます。本日は何かとご多忙のところ、
兼事務局長 ご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆さまには、農地パトロールをはじめ、日頃、大変ご苦労いただいております。ありがとうございます。ようやく秋を感じるような気候となりまして、農作業も本格化する、こういった季節になりました。行事が大変立て込んでおりまして、何かとご負担をおかけいたしますけれども、よろしくお願いします。

まずは、今週末の管外視察につきましては、24名の委員の皆さまにご参加をいただき、栃木県の足利市のココ・ファーム・ワイナリー、JA全農とちぎ青果物広域集出荷センター、大田原市農業委員会をご視察いただきます。有意義な研修となりますよう準備を進めておりますので、ご参加されます方は体調を整えていただきますようお願いいたします。

次に、来月の農政懇談会の市長への意見書の関係につきましては、委員の皆さまには案文の作成、そして、提言者の方の選定にご協力いただきありがとうございました。本日、ご説明申し上げますが、実り多き懇談会となりますよう、何とぞよろしくお願いをいたします。また、来月の26日の土曜日はビッグハットで恒

例の農業フェアが開催されます。既に出展を予定されている委員の皆さまもおられるとは思いますが、ぜひ大勢の皆さまにお出掛けをいただければと思います。

さて、長野市議会の9月定例会が今月5日に開会をし、明後日、2日までの28日間、開催されているさなかでございます。市の農林部の関係では、8月24日から25日にかけて豪雨により、農地ののり面崩壊、農道への土砂流出、水路の閉塞・損傷など、計16件の被害が発生し、これら被害の復旧に要する経費を補正予算として計上しております。また、今定例会では市議会議員から農業施策について、多数、一般質問が出されております。

一端をご紹介しますが、共産党、佐藤議員からは農業政策についてとし、農家への所得補償、食べていくことができる農業について。新友会、手塚議員からは地域計画と農地基盤整備についてとし、国の支援策と市独自の取り組みについて、松代欠地区への市の支援体制について。新友会、和田議員からは支障木対策についてとし、支障木の除去と予防措置について。新友会、加藤議員からは農家民泊への支援について、電気柵の維持管理への支援と緩衝帯整備について、カラス対策と熊対策について。以上、質問が出され、それぞれ市側のほうから前向きな答弁がなされたところでございます。また、農業委員会に関する事項として、共産党、野々村議員から、本年1月に開催された市議会議員連盟主催のJAとの三者懇談会についての質問が出され、市長及び代表監査委員から支出は適正であったとの回答をしております。この三者懇談会は役員のための参加となっておりますけれども、今年度は農業委員会が当番となりますので、改めて実施につきましては、役員会でご協力のほどよろしくお願いをいたします。

能登地方では大変な水害、土砂災害がございました。再起を懸けて奮闘されていた農家の皆さんにも追い打ちをかけるような事態と、報道がなされております。現地にいる私の後輩の職員の話では、今月は休みが取れず、この先、さらにその状態が続くそうだと。またまたの断水で心が折れそうだとの話でございました。台風シーズンを迎えるわけでございますので、さらに追い打ちをかけるような事態が避けられることを願うものでございます。

本日は農地法等、議案19件他、盛りだくさんでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。お願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則、第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、

- 議 議事進行をお願いいたします。
- 長 それでは、規定によりまして議長を担当させていただきます。スムーズな議事進行が出来ますよう、皆さま方のご協力をよろしくをお願いいたします。着座にて進行を務めさせていただきます。ご容赦いただきたいと思います。
- 最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 17 番 横山幸季委員、議席番号 18 番 高木喜久夫委員、両委員をお願いいたします。よろしくお願いします。
- 議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は自己、または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとなっております。本日の議事案件に関しましては、議案第 189 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定におきまして、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。別紙 1 を確認してください。その他に、もし当事者、または関係者となっている方がございましたら、ご発言をお願いいたします。特にございませんか。
- 【該当なし】
- 議 長 それではなしと認めます。次に、議案の修正等の報告を事務局よりお願いいたします。
- 笠 井 主 幹 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明
兼 事務局 長 補 佐 させていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに、事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧確認表のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお、訂正につきましては、別紙、訂正票のとおり、農業経営基盤強化促進法関係議案にありますが、詳細は議案説明の際に農業政策課から行います。議案の訂正等につきましては以上でございます。
- 議 長 それでは、本日、農家創設の案件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、本件の流れについて説明をお願いいたします。
- 笠 井 主 幹 最初に、聞き取り調査についてご説明します。本件は法人の農
兼 事務局 長 補 佐 家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものです。本日は社会福祉法人●●、有限会社●●及び株式会社●●の 3 法人からの意見聴取となります。これらの法人は農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般

法人として農業参入するものです。

資料につきましてご説明します。聞き取りの1番目が、社会福祉法人●●です。別冊3と別冊1の議案第189号の50ページ、番号100番と議案第190号の88ページ、番号3番です。

2番目が有限会社●●で、別冊4、それと別冊1の議案第189号の81ページ、番号64番と議案第190号の89、90ページの番号5番です。

3番目が株式会社●●で、別冊5、それと別冊1の議案第189号の23ページ、番号22番と議案第190号の88ページ、番号1番です。

3法人は既に地区調査会に出席して、営農計画の説明をしておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をお聞きするということで、お越しいただいております。

続きまして、聞き取り調査の流れについて説明いたします。関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いします。その後で、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席いただいてから通常の審議を行います。説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から議案と審議の流れにつきまして説明がありました。それでは、東部地区調査会長から、社会福祉法人●●の営農計画について、調査結果等の説明をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。当該法人は障害者就労支援を行っている法人で、●●の運営をされているという法人です。今回の対象地なのですけれども、以前、別法人が賃借契約をされていたところ。その更新に際して、担当委員のほうで確認したところ、その法人については既に廃業されていて、ただ、耕作はされているということで、その辺の状況を担当の委員さんから確認をいただきました。結局、当初、契約されていた法人から又貸しのような形で、この●●が借り受けて耕作を行っていたというもので、今後の意向等も確認した中で、今後も継続して耕作をされたいということで、今回、あらためてこういった農家創設を行ったという状況です。

その耕作地では主に大豆を生産しているということで、職員の方、また、利用者の方も当然、作業等に関わっておいでになると。地元のボランティアの方に大型機械などで耕運等を応援していただいたり、また、近くの●●小学校の児童とも交流をして、収穫、あるいは収穫された大豆で加工した醤油などを児童に配っているなど、いろいろ交流を進めていらっしゃるということです。既に10年ほど耕作を進めている中で、地域の方々と連携を深め、

また、こういった農作業で活躍する障害者の皆さんと接していただくという中で、障害者の方や福祉、そういったことに一層、理解を深めていきたいというものでございます。

収穫した大豆につきましては、中野市の醤油製造業者さんのほうで加工していただいて、それを販売するというようなことで、利用者の収益にもつながっているということです。当然、今のこういった耕作を継続されるということで、地元としても歓迎といえますか、問題ないということで判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、法人から聞き取りを行います。社会福祉法人●●の関係者の入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

法人担当者① 失礼します。

法人担当者② 失礼します。

議 長 どうぞお座りください。

法人担当者① よろしく申し上げます。

議 長 改めまして、お忙しいところ、本日、長野市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。私は長野市農業委員会の会長の青木と申します。これから、限られた時間でございますけども、貴団体の営農に対する審議をさせていただくための、事前の聞き取りを行わせていただきます。あまり肩を張らずに、普段のままで結構でございますので、ご説明等々、お願いをしたいと思います。

それでは、早速ですけども、皆さまからご提出いただきました営農計画書に基づいて、私ども委員全てが同じ資料を持っておりますので、●●さんのほうから営農計画書についての説明をお願いいたします。それでは。

法人担当者① では、よろしく申し上げます。私たち、川中島にあります、障害者の就労支援をしています、●●の●●と●●と申します。本日はお忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。では、早速ですが、営農計画書に沿ってご説明いたします。

まず、私たちの、簡単な法人のご説明なんですけど、私たち●●と申しまして、●●という者が、現在、理事長を務めております。長野市内で川中島、篠ノ井、三輪、朝陽地区にそれぞれ事業所がありまして、障害者の就労支援ということで、一般就労できない方がお仕事をする場として活動しております。その中でも、今回、若穂のお借りする畑なんですけど、私たち、川中島にあります●●という事業所です。パンやお豆腐の製造と販売、あと、農作業等を行っている施設になります。今回、申請をさせていただきました若穂の畑なんですけど、大豆を栽培しまして、中野の

●●さんという所で大豆をお醤油にさせていただきまして、商品化。こちら、商品、今日、お持ちしたんですが、販売をしています。そこで得た売り上げは、利用者さんのお給料に充てています。

あと、障害の特性上、大勢人がいる場所でしたり、うるさい場所が苦手な利用者さんもいらっしゃいますし、車に乗って出掛けることが好きな方もいらっしゃいますので、そういった方の日中の居場所としての側面もあるかと思っています。ですので、営利目的で農業される方と比べると、ちょっと目的等々が違うかと思いますが、ご理解いただければ幸いです。

続きまして、営農方針なんですが、大豆栽培につきましては、中野の●●さんとボランティアさん、あと、●●小学校の生徒さん、2年生の皆さんと一緒に若穂地区で、畑の場所は変わっているんですけど、10年ほど行っておりまして、地域の方々と一緒にやることで障害者理解の場としてやってきています。毎年2月に●●小学校に伺いまして、●●さんのご協力もあって、最後、手伝ってくれた生徒さんにお醤油をプレゼントするというような交流も兼ねてやっています。農地まで、●●中学校の所に施設がありますので、車で20～30分ほどかかって行っているようになります。販売方法なんですが、私ども、パンやお豆腐、施設で製造しておりますので、そういったものと一緒に自社製品を持って、地域の個人宅や学校、企業さんへ出掛けていって販売をしています。また、市内の店舗さんでも販売していただいたりですとか、ネット販売のほうも行っています。

将来の目標なんですけれども、障害者理解の場としてずっとやってきているという中で、また、そこをより深めていきたいというところと、活躍をする利用者さんの姿をもっと知っていただいて、活躍できる場所が増えていけばいいかなと思って活動しております。また、収穫量も例年300キロほどになるのですが、ここもまたアップをしていくことで、利用者さんのお給料アップにもつながっていければと考えております。

農業労働力についてなんですが、正規社員としまして、私と●●、3名おります。氏名、掲載をしてないんですが、嘱託パート職員として8名、他におりまして、そこに利用者さんも一緒に作業を行っております。このうちの●●という者が営農の責任者として従事をしています。私たち、農業に関して素人なところもあるので、農業の経験のあるボランティアさん、一緒に活動をしていただいていますので、その方の指導の下で作業、進めております。

あと、豆まきと脱穀の際には、●●の職員さんですとか、●●

小学校の生徒さんと先生、ボランティアさんも一緒に作業のほうを行ってくれております。農作業従事数が 20 日間ということで記載をしておるんですが、若穂の畑では大豆のみ栽培をしているというところと、私たち、さまざまな事業を行っている都合上、例えば午前中、パンの販売に出掛けて、午後、畑に行くというようなことをやっておりますので、職員と利用者さん、交代で行くような形になっております。ですので、このような表記となっておりますが、定期的に畑に行くようにはなっております。

続きまして、経営内容ですが、栽培しているものは大豆、作付面積が 40.74 アールになります。生産量、先ほどお話ししましたが、300 キロ前後になります。収穫した大豆なんですけれども、川中島の施設で利用者さん作業として選別をしまして、中野の●●さんで商品化をしていただいております。お醤油の年間売り上げ 10 万円ほどとなっているんですが、この他にもパンですとか、お豆腐の売り上げもありますので、そういったものと合わせまして利用者さんの工賃に充てています。

私たちの障害者施設は、基本的には、作業ですとか、販売で得た利益というものは利用者さんのお工賃、お給料ということで還元をしていくというシステムになっています。私たち職員の給料に関しては、利用者さんが施設へ通ってくれることで補助金を頂いて、そこから出るという形になっていますので、ちょっと会計が異なっています。経営農地については、若穂領家のセブン-イレブンのそばの畑になります。営農技術の習得につきましては、ボランティアさん、経験ある方、一緒にやっておりますので、その方にご指導いただきながら、利用者さんもいらっしゃいますので、事故に気を付けながら作業などを進めています。

農業機械なんですけど、自前では持っていませんが、耕運機はボランティアさんがお持ちですので、そちらにご協力いただいているというところと、脱穀の機械に関しましては、毎年、千曲の JA さんで、作業のときだけお借りをしてきて作業を行っています。私のほうからは以上になります。

議

長

ありがとうございました。ただ今、社会福祉法人●●から、営農計画につきまして説明をいただきました。これより質疑に入りたいと思いますけれども、ただ今のご説明に対して、委員の皆さま方からご質問ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。阿部委員。

阿 部 委 員

川中島にいる元市会議員の阿部です。ご苦労さまです。仕組みはいろいろ聞いていますので、豆腐も利用者さんと職員の皆さんがリヤカーで引いて販売してたり。今回も、醤油についても個人宅や学校についていうことだから、一緒に回ってやっていると思う

んです。

一つ、教えてほしいのは、長野市も、市としては障害者の皆さんの雇用を法定雇用で守らなきゃいけないということですが、なかなか難しいということで。知的障害者と精神障害者がなかなか雇用難しいということで。しかし、皆さんの所でかなり頑張っていていただいている。それでまた、賃金も、工賃も全国的にも高い賃金を払っているという、努力されているということも聞いていますので、その辺の苦労をやりながら、あと、農福推進のために、これからまた一層やっていただければと思います。

10月26日には「夢まつり」というのが川中島中学校の体育館でやるんですが、いつもボランティアを募集すると、生徒さんが応募人数よりも多く募集されるということで。できれば若穂のほうでも、そういうことが常時、大規模じゃなくても、せっかく協力してくれるのであれば、障害者の皆さんの理解を深めるために、ぜひやっていただければなということで、その辺のところを、大雑把でもいいですけど、お話ししていただければと。

法人担当者① ありがとうございます。

議長 長 どうぞ、ご説明、PRできるところがございましたら。

法人担当者① 私ども、もともとが知的障害の方の施設からスタートしていますので、最近になって精神の方ですとか入ってこられるようになったんですが、やっぱり、なかなかご説明をしても理解いただけなかったりとか、そういった苦労はだいぶあります。ただ、社会とつながって活躍ができる場があると、利用者さんもそれだけ自信につながるんですね。本当に自分たちが関わったものが商品になったりとか、お店に売られていたりすると、すごくうれしそうな顔をされるので、その点、こういった場があるということは、すごくありがたいことかなと思っております。

今、お話しいただいたとおり、●●中学校と、うちの隣にある●●さんと共同で毎年お祭りをやって、もう十数年になるんですが。休日販売という形で、各地区でいろいろお誘いもいただいていますので、そういった所にはなるべく出ていってご協力できるようにはしています。今、阿部様からもお話しいただいたように、若穂地区にも、せっかく畑もやっていますので、また新しいつながりができていけばいいなと私たちも思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長 長 他、いかがですか。私どもは農地を健全な形で守るのが大きな目的です。ご案内のとおり、今、なかなか少子化で、あと、担い手が少ないということで、いわゆる大規模経営という、やや効率的なやり方と、もう一方では、農業が好きな方、それから、規模小さくても農地を守ってくれる方ってのはいっぱいおられ

るんです。多分、●●さんはそちらのほうに入るんじゃないかなというふうに思っています。いろいろそれぞれ大きな役割分担があると、役目を果たしていただいているということを、あらためてご理解いただきながら、融合的に農地を作っていただければありがたいなというふうに思います。

たまたま、私、若穂の担当でございます。今、●●小学校とコミュニケーションされているということですが、必要に応じて、例えば●●中学校だとか、住自協の福祉部会とか、そういった所に声を掛けていただきながら、裾野を広げていただければありがたいなというふうに思います。引き続きご検討をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、社会福祉法人●●さんの意見聴取を終わりたいと思います。ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

法人担当者① ありがとうございます。

議長 頑張ってください。

法人担当者② ありがとうございます。

法人担当者① ありがとうございます。

【法人担当者退室】

議長 長 どうも、お疲れさまでした。それでは続きまして、東部地区調査会長から、有限会社●●の営農計画について、調査結果等の説明をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。今回の報告につきましては、以前からエノキ栽培を中心に事業を展開されていて、以前には認定農業者でもいらしたということで、今回、法人として農家創設をされるということであります。従来の方針としては、エノキ栽培に加えて、果樹の栽培を拡大していきたいということで、従事される方は農業経験も豊富でいらっしゃるということであります。一応、生産する果樹としてプルーンとかぶどうということで、収穫はまだ数年後ということにはなるようです。今回の賃借地につきましても、山間地、それから傾斜地で、果樹の栽培には非常に適した場所ではないかということであります。ということで、今後の活躍も期待されるというような法人でございます。ということで、問題はないと判断をしたものであります。以上です。

議長 長 ありがとうございます。それでは、法人から聞き取りを行います。有限会社●●の関係者に入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議長 長 有限会社●●の●●社長さん、今日は本当にお忙しいところ、農業委員会の総会にご出席いただきましてありがとうございます。これから、限られた時間でございますけども、今回、有限

会社●●さんのほうで提案されました、いわゆる営農計画を、委員の方にご説明をいただきながら、より理解を深めていきたいというふうに思っています。取りあえず、最初に営農計画のご説明を、資料に基づいてお願いをいたします。着座で結構です。

法人担当者 有限会社●●の●●です。よろしくお願いいたします。それでは、営農計画書について説明させていただきます。営農の概要ということで説明させていただきます。農業を行う理由としまして、弊社は、長年、エノキダケの栽培、販売をしておりますが、果実、プルーン、ぶどうを栽培、販売し、収入を得ることで、安定した会社経営を図るため。2番目としまして、生産する作物、プルーン、ぶどう、シャインマスカット、クイーンルージュ等。農地は2キロ以内、移動時間は10分、移動方法は車で移動します。

3としまして、営農方針の所なのですが、ちょっと訂正がありまして。文面がちょっとおかしいところがありましたもので、訂正してあります。原本のほうには修正をしておりますので、これを説明させていただきます。営農方針。資材等が高騰しているため、売り単価が良い販売先で販売するということです。4番目としまして、販売方法。スーパーマーケット、JA、直売所等の単価高の確立方法を図る。5番目としまして、将来の目標。エノキ、プルーン、ぶどうのセット販売で、有利販売につなげる。または加工品の販売も計画しております。

2番目の営農労働力ですが、私、代表取締役、●●です。それと専務、●●、監査役、●●。パート社員としまして、常時8名を使っております。本当に忙しいときに2人、補充しております。続きまして、経営内容ですが、ぶどう、シャインマスカット、5,000㎡、7.5トン。販売金額としまして、1,275万を予定しております。販売先はスーパー等です。プルーン、1,000㎡、1.5トン。75万円を予定しております。販売先はJA、ということです。経営耕地なのですが、主に借地を利用しております。

その次、いきます。4番目としまして、営農技術の習得方法としまして、JAの営農技術員の指導を受ける、地域の専業農家の指導を受ける。5番目としまして、農業機械、施設の所有状況は、軽トラック1台、動噴2台、刈り払い機3台を所有しております。簡単に説明をしましたが、以上で終わりです。

議長 ありがとうございます。ただ今、有限会社●●の社長さんから、営農方針についてご説明をいただきましたけれども、委員の皆さんのほうからご質問、どうぞございましたらお願いいたします。阿部委員。

阿部委員 阿部と申しますが、今、社長の前に調査会のほうで報告い

ただいたときに、生産物ということで、収穫は、実際には数年後になると言われたんですが、定款見ると、エノキもやるということで。今現在、エノキもやってらっしゃる。

法人担当者 エノキはやっています。

阿部委員 そうですね。だから、エノキを中心にやりながら、さらに拡大するために、今度、プルーン等についてやってくということですよ。

法人担当者 はい。

阿部委員 あと、定款にはいろいろ書いてあるけど、基本的には農業を中心にやるということですよ。

法人担当者 はい。それで、一番は従業員の確保ということで、通年で労働力が必要なものですから、エノキだけですと夏場の雇用できなくなってしまうので、通年を通して従業員を確保するためには一年中の仕事が必要なもので、夏場にとにかくぶどうとプルーン、栽培させていきたいなと思ってます。

阿部委員 冷房のほうか、お金が、今、高くなってきて、ちょっと大変だと思うんで、またいろいろ工夫していただきながら、電気代がかからないようにやっていただくようなこともやしないと収益にならないと思うので、頑張ってください。

議長 他、いかがですか。たまたま●●社長さんは若穂綿内です、私と同じ地域でございます。かねがね、社長のほうから「エノキだけは厳しいんで、若穂の特産になる果物を、何とか会社の柱にしたい」ということを言われてきまして、今回、ようやく農地も含めて、一步、踏み出せるかな、というふうに思っております。

ただ、取りあえず立ち上げ、先ほど社長さん言われたように、お金が入るのが数年先になりますので、その間は何とか耐えていただいて。今度、社長から息子さんのほうに、多分、世代は変わってくると思いますけど、地域の経験者は豊富なので、ぜひ有効的に使っていただきながら、早い確立をしていただきたいと思います。

法人担当者 ありがとうございます。

議長 他にご意見がなければ、これで終わりでございます。今日はありがとうございます。

法人担当者 ありがとうございます。

【法人担当者退室】

議長 どうもご苦労さまでした。それでは続きまして、西部地区調査会長から、株式会社●●の営農計画について、調査結果等、説明をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。従来から戸隠地域で栽培されている花木、ツルウメ、モドキを国内の華道家及び中国への輸出を行っ

ています、株式会社●●が発起人となり、今年3月22日に農業法人株式会社●●を設立し、標高800メートルから1,000メートルで小菊の栽培に取り組み、お盆、お彼岸に出荷したところ、寒暖差から朝露で、みずみずしいと好評であったと聞いております。温暖化により、従来、平場で栽培されていたものを中山間地の高冷地で栽培することにより、出荷の時期、植物の特性が活かされ、また、有害鳥獣の被害がないことから、芋井、戸隠地域の新たな試みとして期待が持てるものと思われます。●●はスペイン語で春という意味だそうです。株式会社●●さんは、今後、本地域で、花でいっぱいにしていきたいと意欲をみせておりますので、農業法人として適正だと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、法人から聞き取りを行います。株式会社●●の関係者に入室していただくようお願いいたします。

【法人担当者入室】

法人担当者 失礼します。ありがとうございます。

議長 株式会社●●さん、お忙しいところ、今日、ご出席いただきましてありがとうございます。

法人担当者 ありがとうございます。

議長 私は長野市農業委員会の会長の青木保でございます。限られた時間ではございますけども、●●さんのお考えの営農計画等についてご説明いただきながら、私ども農業委員会の一同がより深く理解できるよう、よろしく願いいたします。

法人担当者 よろしく願いいたします。

議長 せっかく実物も持ってきていただいたので、それを皆さんに見せながら説明していただければ、なお結構ではないかと思えます。

法人担当者 ありがとうございます。

議長 よろしく願いします。それでは、早速、ご提出いただきました営農計画書に基づいて、ご説明をお願いします。着座で結構でございます。

法人担当者 失礼します。私、株式会社●●の●●と申します。本日は代表の●●が熊本に出張中で、どうしても来られないということで、私が代理を務めさせていただきます。農業に携わったところ、まだ1年、満たないのですけれども、そこから始めさせていただきたいと思えます。

本来、私たち、東京に株式会社●●という会社がありまして、こちらは輸出入。花卉に限定しております。野菜とか果物ではなくて、お花の流通をやっている会社です。

東京の●●は、小諸や戸隠で小菊やツルウメモドキを栽培して

おりましたが、規模拡大計画のため、新たに株式会社●●というものを立ち上げ、鬼無里の古民家を取得し、標高の高い農地を探しておりました。戸隠でツルウメモドキを栽培していることもあり、近くで小菊を栽培したいと思い、長野市農業公社様を通じて、上ヶ屋に 45 アールの農地を借りることができました。

また、所有者の承諾を得て小菊を植え付けしたところ、今年、順調に育ち、お盆、お彼岸に合わせて一部、出荷できました。また、畑かん使用についても、地元組合の協力で消毒や灌水に使用する水も確保でき、花を栽培する良い場所でありました。今後も近隣で空いている畑を借りて、小菊、その他、花卉の栽培を広める予定です。

なぜこれを始めさせていただいたかという、私ども、東京の●●で卸をやっていたので、そのときの大事な商材といいますか、戸隠のツルウメモドキという、これ、通常は山採りが多いんですけれども、それを畑でやってらっしゃる方がいらっしゃって、その方から毎年、秋に購入させていただいて、輸出したり、国内で販売したりしていたんですけれども、それが昨年、突然、「今年は出せねえぞ」とおっしゃられて、「困ります」ということで慌てて見に来たら、ちょっと動けないからと。ただ、たわわに実はなっていて、これはもったいないというか、「どうにかしなきゃ駄目でしょう」ということで、急きょ、「自分らにできますかね」というところから始まって、「教えてください」ということで。今、まだ協力しながら、教えてもらいながら買い取らせていただいているという形です。そこが農業を始めたきっかけです。拠点も鬼無里に設けましたし、年に 1 回だけではもったいないということで、通年、お花を生産できるように、まずは、なんせ初心者で全く分かってないですから、小菊だったらできるんじゃないかというお話をいただいて、小菊を今年、初めてやってみました。初めてにしてはというか、ついていたのか、割といい値段を付けていただき、とても、初回は大成功に進んでおります。まだ一部、収穫続けているんですけれども、そういった形の流れです。先にお見せしないと、多分ツルウメモドキというものが、あまりメジャーなものじゃないんで。

議長 長 ぜひ。物、見せてください。
法人担当者 ありがとうございます。

通常はこんなに立派なものはないんです、実際。山で見るものはもっとひょろっとしたものだと思うんですけれども、片手では持てないほどのボリューム感で、こういうものが 1 本の木から 20～30 本、だあっと下がっております。それが壮観でして。これが、世界にもこういうものはまずないです、日本に限らず。本当に、

よそにはないものなので、絶対これをなくしてはいけないと。「どうされるんですか」って言ったら「仕方ないから釜にくべてる」とおっしゃって、「本当にやめてください」と言って、それをやらせていただいているということです。

議 長 昨日、朝の「報道特集」のキャスターの横に同じようなやつで、アーチ型に使っていましたよね。

法人担当者 うちのかもしれないです。

議 長 素晴らしいなと思ってちょっと見たんですけど。

法人担当者 全国に出させていただいて。もし2メートルクラスで、このぐらいのボリュームであれば、恐らくよそは出せないんじゃないかなと自負しております。

議 長 なるほど。分かりました。

法人担当者 写真がありますので、もしよろしかったら。

営農計画について、順を追って説明します。まず、営農の概要、農業を行う理由。先ほどちょっと述べさせていただきましたけれども、花卉の卸売業を長年、経営しており、温暖化や高齢化による担い手不足に危機感を募らせておりました。輸出向けの販路を生かして、生産から販売まで一貫して取り組み、安定生産、供給体制の構築を目指しております。今のところ、予定として、生産する作物は小菊やアリウムなどの切り花と、ツルウメモドキや雪柳などの花木を計画しております。

営業方針としましては、外国人労働者や地域の人々の労働力を活用し、規模を追求していきたいと思っています。また、廃業される生産者の方もいらっしゃるので、そういった方から使用継続できる器具などを引き継いでいきたいと思っています。販売方法は、長年、経営している卸売りを生かし、国内市場、また、輸出も考えております。将来の目標としては、高い標高を生かした生産に尽力し、規模拡大、産地形成を図りたいと思っています。また、地域の雇用創出に貢献したいと思っています。

2番、農業労働力については、本日、欠席をしております代表の●●と私、執行役員の●●。その他に、今、鬼無里にスタッフが2名、私入れて3名、住んで出勤しております。あとはテレワークさんですとか臨時雇用として、今は収穫時期ですので、毎日5、6人、来ていただいています。それ、入れ替わり立ち替わりですので、数字的にはこういった感じです。

次、3番の経営内容に関しては、現在、小菊が45アール。今後、小菊を5アール増やしていきたい。その他、ツルウメモドキ。これは既にお手伝いという形で始めさせてもらっていますけども、70アール。雪柳が10アール。アリウムが10アール。こういったところで計画しております。今、畑としてお借りしているの

が、上ケ屋の 45 アールです。

4 番の、営農技術などの習得方法。ツルウメモドキは、先ほど申し上げました戸隠の方に指導していただき、一緒に見ていただいております。簡単にはできないものだなというのは、やってみて、今、勉強中です。小菊については、たまたま紹介いただきまして、佐久の小菊とニンニクを生産されている方に、最初行って 3 週間ほど勉強させていただいて、その後は、今はリモートといたしますか、LINE とかで動画見てもらったりとかしながら、逐一、これは何でしょう、病気でしょうかとか、そういう相談を常にさせていただいている状態です。

農業機械や施設はこれから徐々に揃えていこうと思っております。現状としては、ご近所の方、もしくは持ち主の方に耕していただいたりとか、資材、貸していただいたりとか、そういう形で今のところ進めております。資金計画としては、軽乗用車。これは既に持っております。あと、出荷所、建屋についてもこれから、今はテント等でどうにかやりくりしておりますので、もう少し充実していきたいと思っております。トラクターは、今、中古で、どちらかにないかということで探しております。今のところ、ご近所にお世話になって耕していただいている形です。動力噴霧器は、今、既に 2 台は所持して、消毒や灌水に使っております。というところです。以上です。

議長 ありがとうございます、●●さん。それでは、ただ今、株式会社●●さんから、営農計画についてご説明いただきました。委員の皆さま方から、ただ今のご説明に対するご質問等ございましたらお願いいたします。いかがですか。はい、阿部委員。

阿部委員 じゃあ、二つ、すみませんが。12 ページの所で、31 行ですか。株式会社●●が 100 パーセント出資で会社をつくるってことですか。

法人担当者 はい、そうです。

阿部委員 そうすると、親会社と協力し合いながらやるっていう。決算は別ですね。別会社。

法人担当者 そうです。決算は別ですけども、販売のほうを 100 パーセント、●●でやっておりますので、注文を受けるのも●●。それを●●へ情報がいただける。それに合わせて梱包して、●●に全量を出荷する。●●から各市場へ。

阿部委員 要するに、生産部門っていう形の考え方。

法人担当者 そうです。そういうことです。

阿部委員 あと、従事者の問題で、今後のことで外国人労働者って書いていて、結構、農業も含めて、あちこちで研修生とかいう形でトラブルがあるわけですけど、その辺のところは、どうやってトラブ

ルないようにしていくかっていうのは。

法人担当者 現在はミャンマーの農業研修生が1名入っております。来年は、あと2人追加することで、一応、面接は終わっております。この辺の管理につきましては、私ども、自分たちと一緒に生活をしており、一つの鬼無里の古民家といいますか、おうちで一緒に生活しており、通勤も一緒にしております。いうなれば、向こうから言わせれば厄介なぐらい、四六時中一緒にいる形なので、そういった、どこかでふらついて悪さしたりとかっていうことは、恐らくないかなとは思っています。そういう形で進めていきたいと思っています。

議 長 いいですか。他。曾根代理。

曾根会長代理 曾根といいます。小菊の色合いの割合と、それから育苗方法。それで、あと、市場ですが、おおかたFAJだと思うんですが、その辺、教えていただければ。

法人担当者 分かりました。小菊の。

曾根会長代理 色。赤、白、黄色の。

法人担当者 色合いは、各市場さんから情報をいただきまして、関東はこんなのがいい、関西はこんなのがいいと。お盆、お彼岸用ですので、基本的には赤、黄色、白。今年はどうか、例年、どちらが赤が多いよとか、どちらが黄色が多いよとか、そういう形でその辺の情報は●●本社のほうから来て、来年、今年は何を作ろうと、割合的にどうしようと。今年、まず初めてでしたので、赤、黄色、白が4，3，3ぐらいの割合で作りました。4対3対3。ほぼ同じ。試しもあったので、それでやってみました。

育苗に関しては、戸隠ではハウスが張れないので、どうしてもビニールハウスが必要ということで、今年は佐久の師匠の所のハウスを使わせていただきました。今度の冬からは、苗は、今、提携している会社が熊本に、農業やっている会社がありまして、そちらのほうに、今、もうすぐ穂木が取れるので、穂木を熊本に送って、熊本で育苗してもらったものを送り返してもらおう。またこちらで定植するという形を考えています。

曾根会長代理 あと、市場は。

法人担当者 市場は、全国に、南は今のところ、広島、関西が京都、大阪、中部が神戸と、あとは東京、大阪。北は東京までですね、今のところ。

曾根会長代理 大田が多いですか。

法人担当者 そうですね。大田さん、多いですね。

議 長 他、いかがですか。

北村地区調査会長 1点だけ。

議 長 どうぞ。

北村地区調査会長 ちょっと基本的なことを聞きますが。ここで、5 ページで経営内容があるんですけど。上ヶ屋では 45 アールを、今年、今回、借りられたってことですけど、これ、小菊にぴったり合っている小菊生産をやる？

法 人 担 当 者 そうです。上ヶ屋は小菊です。

北村地区調査会長 そうすると、その他に、先ほどのツルウメモドキですか、70 アール。これはもう実際に。

法 人 担 当 者 戸隠の豊岡のほうに、僕らが農業を始めるきっかけになった●●さんという方がいらっしゃって、その方が持ってらっしゃる 70 アール。これを引き継いでいこうという形で、今やっています。

北村地区調査会長 そういうことで、他のやつもそういうことなんですね。分かりました。1 点だけ。こういう花木っていうのは、例えば、今、われわれ農協でも、オーストラリアのコアラが食べるユーカリとか、そういうものは非常に勧められているんですけど。花木というのはそういう、花としての需要が強いということなんですか。

法 人 担 当 者 お花業界自体は、年々、やはり他と同じように、人口も減少しておりますし、下がっております。ただ、その中でも花木は、切り花に比べると落ち込みが少ないように思われます。その感じですよ。要は長持ちするということもありまして、花木の需要は、一部では伸びていまして。花は毎週、換えなきゃいけないけれども、花木は 1 カ月、持つとか、そういったところでオフィスや商業施設等で、ホテルとかの装飾でもそうですけど、割と落ちが激しくないほうだとは思っています、切り花に比べれば。

北村地区調査会長 切り花に比べれば、花木については安定的にいけそうだと。

法 人 担 当 者 そうですね。これから、どんどん生産者の方も減ってらっしゃるし、供給が追いついていない状況ですので、ここは、私たちはチャンスかなと思っています。

議 長 いいですか。ありがとうございます。最後に、先ほどちょっとお話があったんですが、●●っていう言葉はスペイン？ポルトガル？

法 人 担 当 者 スペイン語で春です。

議 長 どういう意味で、この社名を付けられたのですか。参考に聞かしてください。

法 人 担 当 者 私ども、花の卸をやっておりますので、そういった形で皆さまに春を感じていただけるような、そういう会社でありたいと思って、●●、春の風のような、そういうところのイメージで社長が付けたと言っております。

北村地区調査会長 ルネサンスの絵画から取られたんですか。

法 人 担 当 者 それも多分。僕が付けたんじゃないので、よく分からないのですが、そういう話もしておりました。確かに●●あります。

議 長 ありがとうございます。他にご質問がなければ、株式会社●●さんの聞き取りを終わりたいと思います。本日はお忙しい中、お越しいたきまして誠にありがとうございました。

以上をもって聞き取り調査を終わりたいと思います。ご苦勞さまでございました。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 ●●さん、ありがとうございました。

法人担当者 ありがとうございます。

議 長 どうもご苦勞さまでした。

【法人担当者退室】

議 長 それでは、ただ今の3法人の案件につきましては、議案第189号及び190号で審議を行います。それでは、議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第185号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局 補佐 議案第185号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本冊の1ページをご覧ください。番号1番から4ページの9番までの9件でございます。内容は、所有権移転案件が9件となります。また、5番、9番は農家創設。1番、2番、4番及び7番は10アール未満の案件です。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して、耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに北部地区調査会長から、1番、2番申し上げます。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番、2番ともに有償による所有権移転案件であります。2件は全く別件でありますけども、理由は同じ理由であります。取得予定の宅地の隣接にある畑を同時に取得したいというものでありまして、2件とも10アール未満の規模でありまして、それぞれ野菜を作りたいとするものでありまして、農地としての活用が見込めることから許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、申し上げます。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。3番につきましては、有償の所有権移転案件です。渡人は90歳と高齢で、後継者もいなく、農業を続けていくことができないということで、隣接地を耕作している受人が、自己所有地の水田と一体で稲作を行うために購入する事案であります。受人はコンバイン等、農機具もそろっており、今後の農業を続けていく意欲が感じられ、許可要件を満たしており、承認することに問題はないと考えております。

4番につきましては、10アール未満の有償の所有権移転案件です。受人は空き家バンクに登録した物件を購入し、購入物件に隣接している農地を購入し、家庭用野菜の栽培を行うもので、許可要件を満たしており、承認することに問題はないと認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5番及び6番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。5番ですけれども、農家創設案件ということなんでありますが。右側の、現行の経営面積974㎡というふうにありますように、既に農業を行っておりまして、今回、所有権移転でトータル1,000㎡を超えるということで、農家創設の手続きをしたということでもあります。営農計画書等、説明を受けましたけれども、内容、問題はなく、許可条件に適合というふうに判断しております。

番号6番なんですけれども、これはまた後ほど5条の項で同じものが、関連案件も出てきますんで、若干、触れますけれども。受け人は●●君といいまして、9月のだよりの頑張る新規就農者の所に出ていた彼なんですけれども、今回、農地を取得しまして、後で出てきます5条で一部を転用して、残り、転用以外の農地は農地として活用してくという内容であります。地区調査会で審議を行った結果、許可条件に適応ということで判断をいたしました。以上でございます。

議 長 それでは続きまして、南部地区調査会長から、7番から9番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。7番、8番、9番、審議いたしました。7番につきましては贈与という形でございます。10アール未満の案件ですけれども、渡人は現在、北海道におりまして、長野に戻ってくる予定はないということで、近くで耕作されている受人が譲り受けるということになったものです。既に梅、柿等、引き続き栽培することとなっております。8番につきましては有償による所有権移転となります。受人は既に農業をされておりまして、申請地の近くにお住まいです。渡人は相続によってこの土地を所有することになったんですけれども、上田にお住まいでございま

す。耕作するのが非常に難しいため、JA グリーン長野の仲介によりまして、所有権移転ということになりました。

9 番につきましては、こちらは有償による所有権移転であります。神奈川県から移住者を受け入れるという案件でございます。こちら、信州新町の高校の近くになるんですけれども、不動産業者の仲介によりまして、こちらの住宅を購入することになります。こちらは、既に東京ではレストラン経営しておりまして、こちらで野菜等、作りながら、できればレストランも開業したいというようなことでございます。技術的にいえば農業等されておりません。経験ないものですから、近隣の農家の方から技術指導を受けるなり、作付け等、小麦、トマト等ですけれども、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。私のほうから聞いていいですか。農地法第3条の番号9。今、小林調査会長から報告があった、レストランの経営者が移住してくるということですね。約、これ、6反歩ですよ。

小林地区調査会長 そうですね。

議 長 結構、広いですけど、正直、大丈夫ですか。これだけの面積を耕作する。どこまでの詰めを調査会でされたか含めて、いかがでしょうか。

小林地区調査会長 確かに農業経験ないということで、多少、心配はされたんですけれども、やはり近隣の農家の皆さんの指導を受けて何とかやっていくというようなお話もございましたので、頑張ってくださいしかないのかなという感じではございます。現地に、こちらのほうへ移住してくると、こちらで住まわれるというお話も聞いております。ですから、大丈夫だろうというような感じでありまして。

議 長 ほとんどが農振ですよ。それなりの畑なんで。新町の委員さん、なんかコメントないですか。

高 木 委 員 信州新町、担当している高木です。この農地、地図で見ますと古民家、古い家なんですけども、そこをレストランに改修したいということで、古民家にしたその周りをずっと畑が囲んでいます。そこでレストランやりながら、作るものとすれば、当然、そこで使いたいもの、自分で作りたいもの、少量多品種、いろんなものを作りたいと。それで、農業はやったことがないので想像がつかないのかもしれませんが、地元の農業委員として、45 でしたかね、40 半ばだったので、最初の年はやれること全部やって、目いっぱいやってくださいと。倒れろとは言わないです

けども、目いっぱいやってもらって、農業ってのはどうなのか分かりますので、2年目から調節しながら。一番は農業に対して憧れはあると思いますんで、いろいろ挑戦してもらえればいいのか。

農地については、信州新町で5反歩というとなかなか手に入るものでもありませんし、そこで野菜やるとなると腰が引けるんですけど、僕の場合は。ただ、真っ平のいい畑。多少、傾斜ある所なんで。多少です。全く機械、入れられないほどの傾斜の所ではないんで使えるとは思いますが、やっぱり近所の方に、地元の推進委員さんもありますので、相談しながらやってくださいと言っております。だから、多少、見守るところから始めると思います。以上です。

議 長 高木農業委員さん、それから関係する推進委員さんの責任においてゴーサインを決断されたと。

阿 部 委 員 すみません、今、現状、誰が耕作している？

高 木 委 員 いや、耕作してないですけども、お住まいが、その●●さんが長野市の川中島ですので、草刈りはしている程度の管理です。

議 長 分かりました。他の委員さん、よろしいですか。

他、どうですか。他の案件につきましても、特にご意見ございませんか。それでは、ご意見がないようでございますので採決に入ります。議案第185号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第185号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第186号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 議案第186号 農地法第4条の規定による許可申請についてご
兼 事務局 長 補 佐 説明申し上げます。本冊の5ページをご覧ください。番号1番と2番の2件でございます。1番は、農家住宅を建築する転用案件で、面積は71.66㎡。また、備考欄に農振除外日と記載のとおり、令和6年6月10日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。2番は、住宅敷地を拡張する転用案件で、面積は126㎡です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づい

た意見の報告を、お願いをいたします。初めに南部地区調査会長から、1番、お願いいたします。

小林地区調査会長 4条ですね。これ、1番について審議をいたしました。これは篠ノ井塩崎、農家住宅を建築するという転用申請です。申請者は、現在、兄の田、畑の手伝いをしつつ、自分の耕作地にて農業経験を積んでいるということでございます。居住するアパートは耕作地からやや遠いということで、また、農機具も置けないため、お兄さんの住む実家に保管して、毎日、行ったり来たりしているという。不便を感じているということでございます。農業に従事しやすくなるように、今回、申請地に住宅を建築するものであります。南部調査会では、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れはないと認められますので、許可相当といたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から2番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。こちらの案件については、都市計画区域内に存在する農地の案件です。市道沿いにあるこの申請地の農地を挟んで、その奥に所有者の既存の住宅があります。その既存の住宅からの市道への出入り、また、庭として既に利用されていた、転用されていたという中での追認の案件です。申請地につきましては、過去、一度、転用の申請があり、許可が下りていたんですけれども、その許可が下りた後、転用の事業は実際、行われず、現在に至った。当時の転用の申請内容は、貸家を建設というようなことでの転用であったということで、今回、目的も違う転用という中で、あらためて是正申請が行われたものであります。周囲への影響がないということで、問題がないのではないかとということで、許可相当と判断したものです。あと、この申請地に関わる案件で、また次の4条のほうでも申請がございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明、並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようなので採決に入ります。議案第186号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第186号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第187号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第 187 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご
兼事務局長補佐 説明申し上げます。本冊 7 ページをご覧ください。番号 1 番から
9 ページの、8 番までの 8 件でございます。1 番は、農業後継者
別棟住宅を建築する転用案件です。2 番は、太陽光発電施設を設
置する転用案件です。3 番は、資材置場と駐車場を設置する一時
転用案件で、許可日から令和 7 年 5 月 31 日までとしております。

続きまして、8 ページをご覧ください。4 番は、現場事務所、
駐車場、資材置場を設置する一時転用案件で、許可日から令和 7
年 4 月 20 日までとしております。5 番は、農家住宅を建築する
転用案件です。6 番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件
です。また、備考欄に農振除外日と記載のとおり、令和 5 年 10 月
24 日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更が
あったものです。7 番は駐車場を設置する転用案件です。8 番は
資材置場を設置する転用案件です。また、その他の内容につきま
しては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照ら
し、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進
達しておりました農地法第 5 条の 12 件の案件のうち 11 件は許可
済みとなっております。開発許可の必要な 1 件は、まだ許可書が
届いておりませんが、特段の指摘がないことから、近々、許可の
見込みです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく
お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査
会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い
いたします。初めに北部地区調査会長から、1 番、2 番、お願い
します。

善財地区調査会長 1 番につきましては使用貸借権設定による農業後継者別棟住
宅の建築という目的であります。農地区分第 1 種農地でありま
すが、集落接続ということで、許可に該当する案件だということ
であります。貸人と借人は親子の関係でありまして、親が住む宅
地の隣接する裏側にある畑でありますけれども、親が所有する宅
地の一部が分筆されておまして、そこを通路として入って、北
側の農地に住宅を建てたいとするものでありまして。近隣の隣接
地の畑に対する説明、それから、同意が得られているということ
で、許可相当と判断いたしました。

2 番は、有償による所有権移転の、太陽光発電設備の設置のた
めの転用でありますけれども。本件につきましては、地元説明会
は行われましたけれども、直接、隣接する南側の住宅の居住者
に対して説明もなし、それから、転用案件であるにもかかわらず、
境界立ち合いの話もないということで、その隣の住人は恐怖心を

抱くまでの状況になっているということでもあります。地区調査会では、そういった解決の条件を付して許可相当としたらどうかとの意見もありましたけれども、調査会当日時点での状況から判断いたしまして、多数でありましたけれども、不許可相当ということで決定をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から3番についてお願いします。

和田地区調査会長 3番は、賃貸借の一時転用案件であります。受人の事業内容は、●●株式会社の電力用管路新設工事で、借受人は本件農地を工事用の資材置き場及び駐車場として利用するもので、作業現場に近く、資材置き場としての利便性も強く、周辺農地にも影響がないため、許可要件を満たしているものと認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、4番及び5番、お願いします。

北村地区調査会長 4番ですけれども、長野市発注の水路工事に関わる一時転用であります。事業計画書と現地も確認をいたしました結果、工事完了後はきちっと原状回復しますということ、それから、周辺農地への支障がない、営農状況に支障がないというふうに見まして、許可相当という決定をいたしました。

それから、5番ですけれども、先ほど3条のところで触れましたが、農家住宅の建築案件ということでもあります。受人は真島町で、主にりんごと桃を手広く栽培している新規就農者であります。今の借りている家との問題、大家さんとの問題がありまして、本人、名前は●●さんですけれども、この地を終の棲家と定めて農業で生きてくという覚悟というか、気概を持って、今回、家を建てるという案件になります。土地の価格等ありますので、いろいろ一緒に見てもらいましたが、応援したい案件ということでもあります。周辺農地の営農条件に支障ありませんので、許可相当と判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から6番についてお願いします。

小林地区調査会長 5条の6番ということでございます。こちらは、篠ノ井塩崎において農業後継者別棟住宅を建築するという案件でございます。受人は、現在、中御所のアパートにお住まいです。子どもさんもいらっしゃる。だんだん手狭になったということで、住宅を建てるという計画になりました。こちらの住宅ですけれども、やはり農業の後継者別棟住宅ということになりますので、この土地は両親の老後とかを考慮しまして、祖母の所有している農地のすぐ隣に借りて、住宅を建てるということです。この別棟住宅につきましては、広さも1反分以下であり、また、別棟でお家を建てる

いうことでございますので、審議の結果、営農条件等に支障、生じる恐れがないと認められますので、許可相当といたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から 7 番及び 8 番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。7 番ですが、先ほど 4 条の案件で審議をいただいた農地の一部となります。今回、駐車場を設置するという受人の事業ですけれども、もともと 4 条で審議いただいた農地と一体の農地であったもので、それを分筆して、本来の所有者が使用している出入口、庭の部分を除いた部分を取得して、駐車場に転用をされるという案件です。もともと一体として過去に転用申請があり、許可が下りていたのですけれども、事業に手を付けられなかった中で、一部は先ほどの本来の所有者が出入口として使用、残った部分については、特に耕作はなく、草刈り等の管理は行われていたというものであります。一部では自宅に駐車場を設けることができないという中で、それぞれの、非常に利用のしやすい農地について、今回、駐車場として利用をされたいということです。特に周囲の影響もないということで、許可相当と判断したものです。

8 番につきましては、受人の事業用地が、現在、建設が進められている高速道のスマートインターの用地として提供された中で、その代替地を、市の土地開発公社を通じて取得されたというものであります。提供された事業用地に資材置き場ということで転用を要求されているというものであります。どちらにせよ周囲の影響がないということで、許可相当と判断をしたものであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。先ほど北部地区調査会長から、番号 2 について不許可相当との報告がありました。事務局から、これについて補足説明がありましたらお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 補足説明をさせていただきます。本冊の 7 ページの番号 2 番をご覧くださいと思います。本件につきましては、農地法の観点から見ますと、隣接者の同意がないことをもって不許可とすることは適当ではなく、農地法に基づく判断が必要と考えます。なお、農地法の許可要件から見ますと、周辺農地への影響はないと考えます。そのため、不許可とする理由はなく、許可相当と考えます。また、隣接者の同意につきましては、農地法以外で太陽光発電設備の許可要件があるかどうか調べてみました。隣接者の同意は、特に、許可要件に必要がないということです。反対意見等につきましては住民説明会で把握をして、事業者が対応することでした。現在の状況でございますが、今回の隣接者の方、住

民説明会に出席をしていなかったと、そのような説明を受けております。

ただ、太陽光発電施設は大変デリケートな案件でございます。本来、事務局が地区説明会で審議するための資料を可能な限りそろえ、また、説明すべきところですが、今回の北部地区調査会では事務局としてできませんでした。北部地区調査会の皆さまには大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように万全を期しまして、地区調査会に臨みたいと考えております。説明は以上でございます。

議 長 　ただ今、農地法第5条の番号2番につきまして、太陽光発電の設置についての事務局見解を出されました。これについて、あらためて北部地区調査会長、コメントございましたらお願いします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。地元説明会を開催したけれども、その隣接者の出席がなかったと承知しているのであれば、余計、説明に上がるべきじゃないか。これは非常にデリケートな問題を含んでいるので、行政書士も入っているけれども、転用を行おうとする会社の担当者も忙しさに紛れて、現場での地区担当委員との協議もできない状況であるというようなことから、できれば、転用事業者に対しては丁寧な説明を地元にするよう強く要望するところであります。以上です。

議 長 　ただ今、北部地区調査会長から事業者に対する地域への配慮について意見ございましたけれども、あらためて事務局のほうで、これについての対応どうするか、コメントありましたらお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 　善財地区調査会長、ありがとうございます。今後は十分、事業者のほうに対して説明するように、こちらのほうから意見を添えて出していきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

善財地区調査会長 　今回ですか。

議 長 　浅川事務局長どうぞ。

浅川参事
兼事務局長 　今後はもちろんですけどね。だから、今回、許可に当たって、申請者にこちらからそれなりの通知をする際に、こういった意見が出されたことを付して、先方のほうにはお伝えしたいと思っております。

笠井主幹
兼事務局長補佐 　伝えておきます。

議 長 　北部地区調査会長、いかがですか。
それに対するご意見ございましたらお願いします。

善財地区調査会長 　話は了解しました。

浅川参事 　そういうわけで、いずれにしても、いくつもある許可案件の中

兼 事 務 局 長 で、農地法とすると許可せざるを得ない案件かと。しかしながら、その他関連法がいくつもある中で、場合によって許可が下りないとか、下りるまですごく時間を有するとか、そういうケースが今後も想定されます。我々とする、他の法令に基づいて許可されるべき見通しが全く立たないようなケースの場合、先んじて農地法だけ許可しても宙に浮いてしまいますので、そういったケースがもしあれば、しばらく保留にしておくとか。今後はこういったケースがありましたら、現在の許可がなされるのかどうかの、そういった他法令の許可の状況をしっかりと情報をつかみながら進めてまいります。また、調査会の中でも不測な事態があった場合、ちょっと判断に迷うようなケースがあった場合は、いったん調査会の審議のほうを中断していただいて事務局に確認取るとか、そういったことも今後は考えていきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

議 長 善財会長、今回の北部地区調査会に対する対応はよろしいですか。

善財地区調査会長 はい。調査会での意見は、そういうことで不許可相当になったわけで。事務局からそういう話があれば、本日、出席の北部調査会所属の農業委員が、当日の地区調査会での判断とはまた違った判断で対応していただくことも、可能だと思っております。当然、調査会とここは、場が、段階が違いますんで、それはそれぞれの委員の判断にお任せしたいと思いますが。何しろ本人、恐怖心を抱いております、ここでは言えないほど本当に困惑している状況もありますんで、その辺の指導をよろしくお願いいたします。

議 長 北澤委員さん、なんかございますか。

北 澤 委 員 今、説明あったんですけど、今のお話でいくと、今回の場合、この席では許可相当ということになるんですか。そこで、先ほどのお話で、他の法律的な問題があつてあれだったら、本当に許可にならない可能性があるというお話だったんですけども。これからも、今のお話だと、そういう案件が上がれば、農業委員会のほうの通知が先に来れば、農業委員会は許可しちゃうということなんですか。案件によって別々だとは思いますが。

浅 川 参 事 事務局でいろいろ環境部に確認したところ、今回は環境部としても不許可にする理由がないと。

北 澤 委 員 不許可？

浅 川 参 事 不許可。許可せざるを得ない案件で、事業者のほうも、いわゆる申請等について特段、不備もなく、説明会も開催されてらっしゃると。仮に、先ほど笠井が言ったとおり、隣地の方の同意っていうものが、現行の法令上では義務付けられてないと。

北 澤 委 員 必要じゃないんですか。

浅川参事 説明会に呼んでなかったら不備があったんで認められませんが、説明会にお越しくささいってことのご通知を差し上げたにもかかわらずご出席がなく、代理の方のご出席もなかったと。こういう関係らしいんですけれども。ただ、調査会長おっしゃるとおり、そこに至るまでのいろんな確執がどうもあったということは、想像はするんです。ということで、農地法の観点だけで審査はいたしますものの、今後も、例えば環境部ですとか、建設部とか、都市整備部とか、関係する部局において、その審査が先に行かないとか、許可が下りそうもないとか、太陽光の場合ですと、例えば住民説明会の開催をしていないとか、もしそういった状況があれば、農地法だけ簡単に受けて審査をするということではなく、そういった関係する許可と足並みをそろえて審査のほうに付したほうがいだろうと。そういうふうに考えています。

北澤委員 分かりましたけれど、一応、今のお話聞くと、今回の場合は環境部もいってということなんで、この会社には通知は出せますよね。隣接の方にご承諾をお願いする通知なんだか、説明会をやりましますのもう一回、来てくださいという通知なんだか分かりませんが、例えばの話、その通知を出して隣接の方が来なかったり。今回、隣接の方が来なかったということから話がちょっと混乱している状況になっちゃったんですけど、指導はします、結果は出るんですかっていうのがちょっと不安。了解してもらえれば、当然いいと。隣接の人もね。

議長 事務局、何かありますか。

笠井主幹 まず、一番いけなかったのは、住民説明会に来なかったと。本当はそこで反対意見を申し出れば、事業者の人はそれに対して対応しなければいけないというものがあるんですね。ただ、来なかったんで、来ないとイコール、意見はないということになります。

北澤委員 来れなかった人は、もう意見はないという。

笠井主幹 そこで終わってしまうんですよ。ですので、環境のほうでは、今、OKになってしまっています。境界立ち会い等がなかったというお話があったんですが、今、こちらのほうで事業所のほうに確認しましたら、一応やる予定で進めていると、隣接者の方にお声掛けしてるというところまでは、情報を捉えています。これが、相手が承知しているかどうかは分かりません。そこまで確認、取ってないですね。現地説明会も、通知文を玄関に入れとけば、それはお知らせした形になりますんで、境界立ち会いをしますというのを、もしかしたら手紙を置いてきているだけかもしれません。それで、事業者のほうはちゃんと伝えたと言っているだけかもしれませんが。

北澤委員 例えば、反論がなければ承知したっていうような解釈だと思う

んで。

笠井主幹
兼事務局長補佐

そうですね。

北澤委員

それでいいのかなと。

笠井主幹
兼事務局長補佐

ただ、それに関しましては、やはり業者と所有者、隣接者の関係になってまいりまして、農地法とは絡みがないという。

浅川参事
兼事務局長

疑問とか問題点っていうのは、この場ではなく、他の部局において審査すべき案件と。ですから、もし審査がどうも通りそうもない、あるいは非常にトラブルがあって、この先、進みそうもない、書類に不備があるという事実を事前によく調べて、それで行けそうだなということをもって、われわれとしては調査会のほうに今後はかけていこうということです。今回その話の情報収集がないまま調査会のほうへかけてしまって、そういったご意見があったということで結論を言ったらば、その場で出してしまったことが、われわれ事務局としては反省すべき点かと。

北澤委員

一応、あのときは、申し訳ないんですけど、向こうの業者が取りやめの通知を出すんじゃないかということまでお話し合いの中に出てきたんで。ひょっとしたら、この本会にかからず、取りやめるのかと思っていたのですが。

浅川参事
兼事務局長

取りやめとか取り下げとかいうことになれば、またこちらのほうも取り消しになります。

北澤委員
善財地区調査会長

今回は、ここまで上がったということは、それがなかった。地区担当委員の話では、会社との電話の話の中で申請を取り下げるかもしれないようなニュアンスの話もあったと担当委員は言っていました。ただ、当事者が取り下げをするなりしないと、それは決まりませんので、本日時点、ここに議案として上がっているっていうことは取り下げがされなかったということで審議に継続されますかね。やっていただければと思いますので。もし、仮に転用事業者が大変心配してる隣接者に説明をして、かなり強い反対意志を示されたとしても、これは許可ということで知事のほうへ書類は上がっていくのでしょうか。確認です。

笠井主幹
兼事務局長補佐

大変心配なところですけども、申し訳ございません、農地法の観点から見ますと、農地法としては許可相当と判断せざるを得ないと思います。

議長
北村地区調査会長

よろしいですか。では、北村委員。

私からちょっと。非常にこれは重要な案件だと思うんですね。これは、基本的に長野市の条例はクリアしているということですのでよろしいんですね。細かいことは分からないのであれなんです、太陽光はいいんですね、条例は。いいんですね。

笠井主幹

すみません、そこ全部が許可になっていると思われませんが、最

兼 事 務 局 長 補 佐 終確認は取っていません。私ども、農地法だけの確認だけ取っています。

北村地区調査会長 そうすると、それは重要なことなんだけど、私も、近隣の関係者の同意ってことで3回、メーカーを呼んで、全員集まって、最初、聞いてないって話から。本当は入れたんだけど読んでなくて、結局、みんな集まって、3回、それをやりましたんで、非常に近隣との同意ってのは大事だと。それは3,000㎡を超える転用だったんですね。でも、近くの人は大反対があったんですけど。今となってみると非常にきれいになってますんで、恐らく満足していると思うんですがね。したがって同意が大事だ、ということなんです。

当時の事務局に僕が強く言ったのは、局長もおっしゃっていたけども、ちょっと危ないなと思っても、受けちゃうと、これは結論、2週間で出さないといかんわけですね。だから、判断をしなきゃいかんわけですね。そうすると、他の法律も踏まえて、ペンディングですよ。そういうことを窓口が判断をしないと、こういうことが起きちゃうというふうに思うんで。じゃあ、阿部さん、どうぞ。

阿 部 委 員 川中島であったのについては国のほうの許可を取って、それで申請したという案件があつて。しかし、住民の皆さんは、今、会長、言ったようにかなり大きな規模で、とてもじゃないけど駄目だと。公民館で説明会をやるってやったんだけど、これは正式な説明会ではないということを確認してやったんですよ。説明会をやっちゃうと、これは説明したということで同意を得られたということになっちゃうんですよ。地域の人が、これは説明会ではないって、説明者に、施行者に確認したことによって、じゃあ、今日は説明会ではありませんということ。

それで、太陽光であれば光の問題があるし、道路からもっと空けなきゃ駄目だし、植栽をちゃんとやんなきゃ駄目だし、今まで荒れた農地をちゃんと刈ってなかったと、信用できないというようなことでいろいろ意見出て、そういう意見をきちっとさせながら説明会を何回かやったんです。

それで突然、川中島ではなくて、長野市民文化ホールで説明会をやるといって通知を出しちゃったわけですよ。ところが、みんな知らないわけですよ、ポストに入れただけで。だから、今まで100人近く来ていたのが、そっちに行ったのは30人いたかないかぐらいだったんです。

それで、それは説明会にはならないということで、もう一度やらしたということですね。いったんは取り消しをやったんだけど、取り消しの申請はしなかったんだよね。だから、一番は取り消し

の申請しないってことはまたやるかなってということで、2年後ぐらいかな、やったんだけど、しかし、道路から2メートル、場所によっては3メートル、4メートルぐらい空けての太陽光を設置すると。それで、ちゃんと整地するようになっていう、草刈りとかそういうのもきちっとやって、周りの人にも迷惑掛けないということでやったんです。だから、一番は隣接者の協力を得るっていう形から行けば、今、言われたように、隣の方に対しては、許可申請の条件としてはこういう意見があったということは、前回も同じようにやったんだけど、私は、そのときには反対をして賛成には回らなかった。しかし、現実には、さっき、事務局のほうから言われたように、不許可とする条件は全くないんだよね。だから、法的にはそういうことなんですよ。

しかし、できれば、今、会長言われたけど、一人でも反対すれば、本来なら隣接の人なんだから、設置業者はどういう条件ならできるのか、許可してもらえるのかっていう丁寧な説明を、やっぱりやるべきだと思うんです。以上です。

議長
浅川参事
兼事務局

そういうことで、事務局。

今、いろいろいただいたご意見。まだ環境部のほうの許可が正式に下りたというわけではなく、下りる見込みだという段階です。それから、今ほどいただいた意見、過去にも営農型ではございましたけれども、昨年度、若槻、上野地域、大規模な太陽光の発電施設、結局、最終的には取り消しという申し出をいただいたということもありますのでね。将来、ある程度、確実にそれが見込めるところを、事務局でもできるだけ確認しながら進めていこうと。おっしゃるとおり、期限というものもございますので、そのところで折り合いつけてくってのはなかなか難しいわけですが、いづれにしても、今日、議案として出してしまおうと、審議の手続きに入っていきます。また駄目になった場合、改めて取り消しっていう議案を出していくということになりますから、ぎりぎりまで、今日、議案として取り下げになる可能性もあるのかなと思っておりましたが、そういった事態にはなく、本日、ここに至ってます。

それと、今ほどいただいた太陽光発電施設の設置に関するこの諸問題、特に近隣地域の皆さん方に対する不信、不満とか、農地法ということではなく、いろいろございますので、改めて、また環境部のほうにお伝えしながら、庁内の連携をよく取っていくようにしたいと思っています。ありがとうございました。

阿部委員
議長
阿部委員

もう一つ。

阿部委員。

太陽光の耐用年数が10年とか15年とかたって、それで、借り

たり買ったりするけど、その会社が太陽光の廃棄処分するのにお金かかるわけですね。そのまま放置されちゃうと、あと、周りの農家の皆さま、本当に迷惑掛かっちゃうということがあって。それは、私のほうも市議会の中で議論をやった中で、国のほうでも太陽光発電の購買の中から廃棄物の費用を蓄えるというか、ためて廃棄処分できるようにするっていうことで法的というか、条例かなんかでやっているということだと思うんで、それは、一つは、少しは安心すると思うんですけど。

議 長 北部地区の他の委員さん、よろしいですか。特にいいですかね。それでは、これから採決に入りたいと思いますがよろしいですか。

阿 部 委 員 長 これだけ別に採決やってよ。

議 長 他の委員さん、よろしいですか。採決について、何かご意見ございますか。それでは、187 号の 2 番のみを別採決するということで対応したいと思いますが、よろしいですね。それでは、採決に入ります。最初に、議案第 187 号の 2 番を除く項目について、許可相当と判断される委員の皆さんの挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。さらに、議案第 187 号のうち第 2 番の採決に入ります。2 番の案件に対しまして、賛成の方の挙手を求めます。

12 名。

議 長 いったん休憩に入ります。この時計で 3 時 50 分、再開をしたいと思いますので、暫時休憩します。

【休憩】

議 長 それでは、再開の時間になりましたので会議を再開いたします。議案第 187 番の農地法第 5 条の 2 番の採決について、先ほど採決、採りました。その結果、皆さん方、ご承知のとおり、私は本来、入れてはだめなので、私は今まで手を挙げてたんですけども、11 対 12 ということで、不許可相当にするという人が一つ多いんですね。それに対して、まず、事務局の見解をもう一度お願いします。

笠 井 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 不許可になった場合の今後の流れについて、ご説明をさせていただきます。

松橋事務局 長 補 佐 農地法 4 条、5 条の場合は、許可自体は都道府県知事にあります。市の農業委員会としては、それに対する意見書を申請書に付けて、県のほうに送付するというものをしておりまして、今までは許可相当であるという意見を付して出しているものになります。もし不許可相当とする場合は、不許可相当である意見を付して提出する必要があるまして、その意見について、またご検討

いただく必要が出てきます。

議長　　という事務局の見解でございます。先ほど申しましたように、農地法から判断した場合、隣接の許可を必要とするかしないかと、そういった判断ですよ。事務局の法律的な立場であれば、農地法としては、いわゆる許可相当、不許可相当の判断の材料としてはならないという見解でしたけども、皆さん方、それについてなんかコメントありますか。

浅川参事兼事務局長　　今、松橋が申し上げたとおり、知事のほうにこれで意見書出すときに、本日の不許可の理由とすると、事務局のほうでも整理はしますが、隣地（宅地）ですけれども、の方の同意が得られていないとか、説明会への開催に出席していないとか、それにちょっと作文をしながら、また会長と代理とでご協力して案文は作成したいとは思いうんですけれども。

ただ、これで県のほうとすると、どういう判断をされるか分かりませんが、農地法ということが観点ですと、県のほうとすると許可せざるを得ないというふうな判断になろうかと思います。従って、われわれは、意見書はお出しするものの、最終結論はそういう形が想定されます。

阿部委員長　　いいですか。

阿部委員長　　阿部委員さん。

阿部委員　　だから、できれば農業委員会にかける前に、地域住民の合意があつて、それで申請できるような仕組みにね。農業委員会もそうだし、それから、環境部の太陽光の設置もそうだし、いろんなものもそうだけど、基本的には隣接者が一番関係するわけで、どういう意見が出て、どういう要件があつたかつていう、その解決の方法をどうやって事業主がやったかつて分からないけど、できれば同意があつて、農業委員会に上げてもらって、審議をさせてもらうというのが一番いいわけだと思ふんで、それもまた検討していただければ。

浅川参事兼事務局長　　繰り返しになりますが、農地法の中での審査基準に、今、阿部委員さんおっしゃられたことが本来ございませんので、われわれとすると、いくつもある許可案件のうちの一つを担っていると。それが農地法に基づくこの許可。このところはたとえクリアしても、他の法令の部分で引っ掛かれば、事業は実現できないということが想定されます。

しかしながら、今回の案件は、これまでの情報ですと、他の許可に関してはクリアされる見込みだということで、そうすると、あとは農地法だけでこれを不許可にして、われわれが防波堤として、この事業を止めるというところの覚悟が、われわれに求められることとなります。覚悟というか、責任ですね。先ほどの決が

結論だということでありましたら、県のほうに意見を付して、県の判断を待つ、こういうことになります。

議 長 今、事務局の採決に対する見解、出ましたけども、皆さんのほうから、それに対するご意見ございますか。

浅 川 参 事 確認ですが、こういうケースは非常に、これまで例がない、少ないと思われますので、また、私どもも手続き、意見書の書き方等々を県のほうに確認をしまして、本件についての対応について会長と代理には手続きの流れとか意見書の文案等については、ご一任をお取りいただければありがたいですけれど。

議 長 分かりました。それでは、そういうことでもうちょっと中身を精査して、それで、私と代理で確認します。

浅 川 参 事 事務局だけでは非常に荷が重いものですので、会長と代理にまた確認をお取りいただきまして、諸手続きのほうは進めてまいります。よろしくお願いいたします。

議 長 委員の皆さん、それでよろしいですか。じゃあ、そういうことで、ご了解をいただいたということでもよろしいですね。それでは、次に進みます。議案第 188 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 議案第 188 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について、ご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件でございます。本件につきましては、変更内容、一番右の所を書いてございます、一時転用期間 10 カ月延長しまして、令和 4 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、それに伴いまして賃借料が 112,000 円増額しまして、変更後 459,000 円となっております。理由につきましては記載のとおりでございますが、働き方改革に伴い、4 週 4 休工程、週休 1 日から 4 週 8 休工程、週休 2 日の休みに変更したこと及び海外製水車発電機を使用する計画において、こちら、水車の部品が数多くあるそうなんですけれども、その部品を個々に運ぶ際に海運、船を使っていると。こちらのほうが世界的な海運需要の上昇に伴い、船舶確保が難しくなったことによる納入期限時期の遅延が見込まれるため、このような理由で延長させていただきというようなことです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件につきましては、今、事務局の説明のとおり、働き方改革、また、納入時期の遅延が見込まれるということで、一時転用期間を延長することについては、事

- 情やむを得ないというふうに認められ、本件を承認することで地区調査会の意見が決まりました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに西部地区査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、意見がないようでございますので採決に入ります。議案第 188 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 188 号は許可相当といたしました。
- 続きまして、別冊 1、議案第 189 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、議題にいたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。
- 農 業 政 策 課 農 業 政 策 課 の 相 澤 と 申 し ま す 。 議 案 第 189 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 5 条 の 規 定 に 基 づ き 、 改 正 前 の 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 「 農 用 地 利 用 集 積 計 画 」 の 決 定 に つ い て 、 ご 説 明 申 し 上 げ ま す 。 初 め に 議 案 の 訂 正 に つ い て 説 明 申 し 上 げ ま す 。 本 日 、 お 手 元 に は 第 20 回 総 会 議 案 訂 正 票 （ 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 関 連 総 会 用 ） が 1 枚 と 差 し 替 え も の が 1 枚 、 計 2 枚 お 配 り し て お り ま す 。 本 日 お 配 り し ま し た 差 し 替 え 及 び 議 案 別 冊 1 の 91 ページ を ご 覧 く だ さ い 。 91 ページ に つ き ま し て は 集 計 表 に な り ま す け ど も 、 次 に ご 説 明 を い た し ま す 1 件 の 取 り 下 げ に 伴 っ て 、 集 計 数 値 及 び 権 利 設 定 を 受 け る 人 数 に 修 正 が 生 じ た た め 、 91 ページ の 差 し 替 え を 行 い ま し た 。
- 次 に 、 そ の 1 件 の 取 り 下 げ に つ い て ご 説 明 い た し ま す 。 92 ページ を ご 覧 く だ さ い 。 番 号 1 番 の 、 借 り 手 の ●● さ ん が 津 野 地 区 3 筆 を 権 利 設 定 す る 案 件 に つ い て 取 り 下 げ を い た し ま す 。 理 由 と し ま し て は 、 長 野 市 農 業 公 社 の ほう で 契 約 手 続 き を 行 っ て お り ま す が 、 本 日 、 総 会 ま で に 当 事 者 に よ る 申 請 が 間 に 合 わ な か っ た た め 、 本 総 会 で は 取 り 下 げ を す る も の と な り ま す 。 説 明 は 以 上 と な り ま す 。
- それでは、議案の説明に入ります。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野

市基本構想に適合すること。２、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。３、利用権設定をする土地について関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。お手元の議案別冊１の２ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数 224 件、総面積 240,941 ㎡でございます。ページを戻りまして、１ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 82 名、利用権の設定をする方は 138 名となっております。説明は以上でございます。ご決定いただけますようご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入らせていただきます。まず、１の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告をいただきます。質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定ですが、２から５の賃借権及び使用貸借権については、一括してご報告いただきます。６の農地中間管理事業（賃貸借権）及び７の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。また、お手元の別紙１の案件につきまして、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当するので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行います。以上のようなステップで進めていきますのでお願いをいたします。

それでは、初めに１の所有権移転関係の１番から 22 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会長から１番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。１番は贈与による所有権移転でありまして、いとお土の関係で、果樹経営を行っているいここに贈与するものであります。問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から２番及び３番、お願いします。

和田地区調査会長 ２番につきましては、渡人が高齢で農業ができないと、また、後継者もないということで所有権移転を行うものです。受人は本件近くで野菜の栽培を行っていることで許可要件を満たしているもので問題ないと認められます。３番につきましては、戸隠栃原でそばの栽培を行っている人が譲り受けるもので、本件についても、今後もそばを栽培していくという意欲がありますので、

- 承認することに問題はないと認められます。以上です。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から 4 番及び 5 番、お願いします。
- 北村地区調査会長 中部地区の案件 4、5 でありますけれども、調査会で慎重に確認をいたしました、原案どおり決定することで問題ないということで判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、6 番から 19 番、お願いします。
- 小林地区調査会長 6 番から 19 番まで、ページにつきましては 4 ページから 9 ページ。いずれも所有権移転要件、満たしておりますので許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から、20 番から 22 番、お願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。20 番につきましては、農業用ハウス、ビニールハウスの案件です。受人がビニールハウスを探している中で、長野市農業公社の紹介もあった中で、今回、取得したものです。受人は従来より野菜の栽培を行っているなかでハウスを求めているというものです。21 番につきましては、受人は昨年、農家創設された方で、渡人による依頼があった中で、今回、取得されたというものです。22 番につきましては、もともと受人の父親が耕作をしていた農地について、今回、その息子さんが取得をされて、今後も耕作をされるという案件です。ということで許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質疑はありませんので所有権移転関係について採決に入ります。議案第 189 号のうち、所有権移転関係について、原案のとおり決定ということに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。
- 続きまして、2 から 5 の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。利用権設定関係につきましては、6 年未満の賃貸借権が 2 件、6 から 10 年未満の賃借権が 1 件、10 年以上の賃貸借権が 1 件、そして、使用貸借権が 4 件です。初めに北部地区調査会長から検討結果の報告をお願いします。
- 善財地区調査会長 それぞれの案件、問題なしということで、許可相当でお願いい

- たします。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。
- 和田地区調査会長 それぞれ更新事案であり、特に問題がないと認められますので
よろしくをお願いします。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いします。
- 小林地区調査会長 2 番から 4 番につきまして、要件を満たしており、許可相当と
調査会では判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長からお願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。6 年未満が 1 件、6 年から 10 年
未満が 1 件、10 年以上が 1 件ということで、それぞれ更新の案件
で、受入は真剣に農業に取り組んでいるということで問題ない
という判断であります。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。6 及び 7 の農地中間管理事業につ
きましては、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。こ
れより質疑に入ります。先ほども説明申し上げたとおり、委員が
関係する別冊 1 を除いた利用権設定関係について質疑、採決を行
います。それでは、農業政策課の説明並びに地区調査会の報告に
ついて発言のある方は挙手をしてください。特にございませ
んか。
- 【質疑なし】
- 議 長 質問はございませんので、利用権設定関係について採決を行
います。議案第 189 号のうち、別紙 1 を除く利用権設定関係につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。
- 続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 1 の案
件について、質疑、採決を行います。最初に、17 ページの 4 番と
6 番は●●委員が関係しておりますので、●●委員の退出をお願
いいたします。
- 【●●委員退室】
- 議 長 当案件について発言がある方の挙手を求めます。特にないで
すかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑はありませんので採決を行います。当案件について、原案
のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可しま
す。
- 【●●委員入室】
- 議 長 続きまして、46 ページの 86 番は、●●が関係しておりますの

で退出します。また、議事進行は農業委員会等に関する法律第5条第1項第5号に基づき、曽根会長代理にお願いをいたします。

【●●退室】

曽根会長代理 ●●の代理として議事を進行します。当案件について発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

曽根会長代理 質疑はありませんので採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

曽根会長代理 全員、賛成です。●●の入室を許可します。

【●●入室】

議 長 じゃあ、以上の議案第189号については、全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第190号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取について議題にいたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 議案第190号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
相 澤 主 事 3項の規定による、農用地利用集積計画の意見聴取についてご説明申し上げます。機構の配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとして規定されており、農地中間管理事業にて貸借を行う方のうち、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは、議案別冊1の87ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は5名で、賃貸借、使用貸借権で17,526㎡を、長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。

88ページをご覧ください。番号1の合同会社●●は、花卉全般の栽培で上ヶ屋地区において農家創設をする方になります。番号2の●●さんは野菜全般の栽培で、松代町東寺尾地区において農家創設をする方になります。番号3の社会福祉法人●●は大豆の栽培で、若穂川田地区において農家創設をする方になります。番号4の●●さんは桃の栽培で、篠ノ井布施五明地区において農家創設をする方になります。番号5の有限会社●●は果樹全般の栽培で、若穂綿内地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課からご説明がありました。それでは、地区調査会長から検討結果について、農家

創設を含めて意見の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から1番についてお願いします。

和田地区調査会長 農家創設事案です。先ほど農家創設の意見聴取、行いましたけども、花卉全般について栽培意欲ありますので許可相当と認められます。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から4番についてお願いします。

小林地区調査会長 これは農家創設の案件。番号4。調査会において、直接、営農計画等の説明をいただきました。県の関係の指導員をされていたという方でございます。●●さん。お住まいは小川村ということになりますけど、実際に自分のご実家が篠ノ井でございまして、実家の土地の近くを借りて、今度は桃栽培をするという方でございます。技術的にも非常に技術をお持ちの方で、作付けする桃につきましても、これから新しい品種を開発したいというような意欲的な方でございます。調査会で審議した結果、特に内容等、問題ありませんので許可相当といたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から2番、3番、5番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。2番については農家創設の案件で、今回の権利を設定する農地以外にも、数年前から農地を、賃借をされた中で耕作を行っている方で、非常に丁寧な耕作をされていると。また、今回もいろいろ研究熱心というか、トマトを中心に栽培を考えているという中で非常に研究をされて取り組んでいらっしゃるという方です。3番と5番につきましては、先ほどの法人の農家創設で説明のあったとおりでございます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第190号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第190号を原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第191号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定について議題にいたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第191号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第
相 澤 主 事 11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定
についてご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権

者から借り受けている農地を、別の担い手に貸し付ける案件になります。それでは、別冊 1 の 91 ページ及び本日お配りした差し替えをご覧ください。ご覧いただく資料は差し替えをご覧ください。今回の機構配分を受ける方は 6 名で、賃貸借及び使用貸借により 11,658 m²を、長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

別冊 1 の 92 ページをご覧ください。番号 1 番につきましては、先ほど訂正でお伝えしましたとおり、取り下げをした方になります。番号 2 番は、●●さんが松代町岩野地区で麦を栽培する計画。番号 3 は、有限会社●●が松代町岩野地区で麦を栽培する計画。番号 4 は、●●さんが松代町柴地区及び松代町小島田地区で野菜全般を栽培する計画。番号 5 は、●●さんが若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。番号 6 は、合同会社●●が若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。番号 7 は、株式会社●●が若穂川田地区で麦を栽培する計画となります。説明は以上でございます。決定いただきますようご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果に基づいて、農家創設を含めて意見等のご報告をお願いいたします。1 番がなくなったので、あと全部、東部地区調査会長 2 番から 7 番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。決定について、特に異議、意見等はございませんでした。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、意見のある方の挙手を求めます。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 191 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 191 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 192 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第 192 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本冊の 13 ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を支払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部、または一部の納税が猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告をするために

は、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることです。

番号1番の1件です。相続人は長野市稲里町中央3丁目●●、●●氏、特例適用農地等面積は660㎡、その他の内容は記載のとおりです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、中部地区調査会長から、1番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 本件については、被相続人所有の農地のうち660㎡について、相続税の納付猶予の適用を受けたいというものであります。現地を子細に調査をしましたが、現在、りんごが栽培されておりまして、草刈りもきれいにやられて、農地管理されて、つまり、農業が行われているということを確認いたしましたので、相続人の要件を十分、満たしているというふうに判断をいたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 質問はありませんので採決に入ります。議案第192号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第192号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第193号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の中野と申します。農振除外案件等につきまして説明させていただきます。お手元資料、右上に別冊2とございます、第20回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についての1ページをご覧ください。今回、農業振興整備計画の変更は篠ノ井の塩崎で申し出がありました軽微変更1件になります。

それでは、2ページをお願いいたします。地権者の倉石文夫が申出地において、農業用倉庫を建設するために申し出するものです。申出地は篠ノ井塩崎●●、地目は畑、軽微変更面積は1,202㎡のうち74.24㎡です。農地法の見込みは農振農用地区域内における農業用施設のため、転用見込みあり、開発許可は60条証明により許可不要で見込みありとなっております。除外6要件です

が、②につきましては地域計画策定中のため、要件から除いておりますが、その他、①、③、④、⑤番は条件を満たしていることを確認しております。⑥番につきましては、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業完了から8年未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。

続いて、内容説明ですが、事業計画者は篠ノ井塩崎でぶどう栽培をしていたが、千曲川の遊水地整備事業の対象地となり収用されたため、代替地としての申出地を取得しました。この申出地においても、ぶどう栽培をするため農業用倉庫が必要となり、今回、申出するものです。3、4ページに配置図、立面図、5ページに現況写真、6ページに位置図を添付しておりますので、ご参考にご覧ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、地区調査会長から検討結果について意見等の報告をお願いいたします。南部地区調査会長、1番、お願いします。

小林地区調査会長 ●●さんにつきましては、今、説明がありましたけど、遊水地の関係の代替地ということです。そこへ農業倉庫を建てるという案件でございます。近隣等、特に問題がないということでございますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。特にありませんね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第193号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第193号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第194号 非農地決定について、事務局より説明をお願いします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第194号 非農地決定についてご説明を申し上げます。本冊の15ページをご覧ください。番号1番から21ページの173番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を提出することで、法務局で地目変

更登記を行うことができます。

21 ページをご覧ください。一番下に面積の集計があります。今月、ご決定いただくものは、山林が 52 筆で、面積が 21,343 m²。原野が 121 筆で、面積が 41,906.30 m²。合計で 173 筆、面積が 63,249.30 m²でございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので、採決に入ります。議案第 194 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 194 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 60 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 61 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 報告第 60 号 農地法第 4 条の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊の 23 ページをご覧ください。番号 34 番から 25 ページの 40 番までの 7 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4 条の転用届出で自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 61 号 農地法第 5 条の規定による届出についてご報告申し上げます。資料 27 ページをご覧ください。番号 56 番から 32 ページの 74 番までの 19 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出となります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題がなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件の 2 件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 60 号、第 61 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 特別、質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、(2) その他、農業委員会業務に関する事項について審議いたします。議案第 195 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から、議案第 195 号 農地等利用最適化推進施策に対する意見書について、ご説明申し上げます。お手元の資料 1 をご覧ください。26 日及び 27 日に開催いたしました地区調査会におきまして内容をご審議いただき、皆さまから貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。

意見書の案につきましては、担い手への農地利用の集積、集約化について 3 提言、遊休農地の発生防止・解消について 3 提言、新規参入の促進について 2 提言の計 8 提言で、地区調査会でご説明した素案から変更はございませんが、意見書の案の 3 ページ、2 の遊休農地の発生防止・解消の①電気柵等の防護施設の拡充について、1 カ所、変更がございますので報告いたします。最後の行、変更前なのですが、「緩衝帯の整備及び維持管理に要する費用への財政支援」だったのですが、この「整備及び」の 4 文字を削除いたしまして、変更後が「緩衝帯の維持管理に要する費用への財政支援」という表現に改めました。理由につきましては、緩衝帯の整備事業は補助事業ではなく、要望に基づき実施する市の事業のため、財政支援の拡充にはそぐわないため削除させていただいた次第です。財政部との調整で不備がございましたことをおわび申し上げます。

続きまして、委員の皆さまからいただきました貴重なご意見につきましては、会長、会長代理に報告し、対応についてご協議いただきました。結果につきましては、意見書を修正するのではなく、農林部の担当課のほうへ要望としてお伝えしたり、農政懇談会の際に、補足説明に含めまして発表させていくということで、対応させていただきたいと存じます。私からの説明、以上になります。

議 長 ただ今、意見書につきまして事務局から説明がありました。それぞれ地区調査会でも議論をされ、ご意見をいただきました。事務局の説明につきまして、皆さんのほうからご発言があればお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、皆さん方、ご理解いただいたということで、この内容について確認の意味で採決を行います。議案第 195 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 195 号は決定をいたしました。

続きまして、議案第 196 号 長野市農政懇談会についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 議案の第 196 号 長野市農政懇談会について、資料の 2 をご覧ください。長野市農政懇談会の会場、それから、懇親会の会場、会費について周知するものです。懇談会が午後 3 時から、ホテル国際 21 の 1 階の藤の間、懇親会につきましては、午後 5 時 15 分から、2 階の弥生の間で行います。会費につきましては、お一人 7,000 円のご負担をお願いします。また、当日の服装については上着と名札の着用をお願いします。ネクタイは不要です。北部地区調査会でご質問があった際、私のほうでネクタイ着用と申し上げましたが、10 月までクールビズのため、ネクタイは不要とさせていただきます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。なお、懇親会につきましては、先日、出欠の確認をさせていただいたんですが、都合が悪くなり、懇親会をキャンセルしたいという方がいらっしゃいましたら、10 月 18 日、金曜日の午後 5 時までに事務局までご報告をお願いいたします。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。タイムスケジュールについてなんですけれども、地区調査会での説明以降、変更をさせていただいた箇所のみ説明を申し上げます。6 の懇談会（3）の新規参入の促進についての提言と補足説明をいただく方、②の発表者についてご報告します。発表者は、中部地区調査会の野池農業委員さんに発表をお願いしたいと存じます。なお、こちらに提言の補足説明としてお名前が挙がっている委員の皆さまにつきましては、事前をお願い申し上げましてご了承いただいておりますことをご報告申し上げます。私からは説明、以上になります。

議 長 ただ今、事務局より農政懇談会につきまして説明がありました。ただ今の説明に対しまして、何かご意見ございますか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、この内容でそれぞれご協力をお願いいたします。一応、内容の確認のために採決に入ります。議案第 196 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 197 号 第 9 回長野県農業委員会大会について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 議案第 197 号 第 9 回長野県農業委員会大会についてご説明申し上げます。資料の 3 をご覧ください。11 月 21 日、木曜日に、ホクト文化ホールの大ホールにおきまして、第 9 回長野県農業委員会大会が開催されます。農業委員と推進委員全員の参加と日程確保につきまして、地区調査会でご説明をさせていただきました。今回の総会におきまして、第 9 回長野県農業委員会大会への参加についてご決定いただき、10 月開催の地区調査会におきまして、委員の皆さまから出欠の確認をさせていただきたいと存じます。私からの説明、以上になります。

議 長 ただ今、事務局より説明がありましたけれども、長野県農業委員会大会についてご質問ございますか。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問がなければ採決を行います。議案第 197 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 197 号 第 9 回長野県農業委員会大会については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、予定をいたしました議事が終了いたしました。皆さんのほうから議案として取り上げてほしいという、内容があれば。特にありませんかね。それでは、今日の議事内容、盛りだくさんでございましたけれど、おかげさまで、少し予定より遅れましたけれども終了することができました。ここからは曾根代理のほうに進行をお願いします。お願いします。

曾 根 会 長 代 理 青木会長、ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8 のその他に移ります。本日、議事全体を通して委員の皆さまからご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。なければ、事務局から今後の日程説明等お願いします。

笠 井 主 幹 兼 事 務 局 長 補 佐 私のほうから 2 点、皆さまに。先月の総会のときに、長野市地域おこし協力隊員の年齢構成について教えてほしいと、北澤委員さんから話がございました。こちらのほう、9 月 1 日現在の受入状況の氏名と地区名、書いた資料を、今日作成させていただきました。ただ、年齢に関しては個人情報ということで、2 番の所にあります年代別の構成状況、こちらでご了解いただければと思います。

もう一点につきましては、今、配らせていただきました、長野市農業フェアでございます。局長からも話がありましたが、10 月 26 日の土曜日、ビッグハットで行いますので、時間がある委員さん、ぜひともお出掛けいただければと思います。私からは以上で

ございます。

西村事務局長補佐　今後の日程についてご報告申し上げます。まず、次回、21 回総会なのですが、10 月の 31 日木曜日、午後 1 時 30 分から午後 4 時までの予定で、会場は会議室 203、第 2 庁舎 10 階になりますので、ご予定をお願いします。次第の裏面をご覧ください。10 月の地区調査会及び農家相談会の日程について記載してございますのでよろしくお願いします。3 の、今後の会議の日程等の一覧ですが、まず、2 番目の第 20 回役員会についてなんですけれども、衆議院選挙の準備の関係で会場が変更になっております。時間は変更ないですが、会場のほうが会議室 241、第 2 庁舎 4 階に変更になりましたのでよろしくお願いいたします。また、7 から 9 までの日程につきまして、11 月の予定を追加してございますので、日程の確保のほう、よろしくお願いいたします。私のほうからは説明、以上になります。

曾根会長代理　では、以上で第 20 回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。